

こんにちは 新社会党です

東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階 TEL 03-6380-9960 FAX 03-6380-9963



委員長 岡崎ひろみ

週刊新社会

2025年9月号

発行所：新社会党 発行者：岡崎ひろみ

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階
TEL 03-6380-9960 Fax 03-6380-9963
振替 00140-0-149727 1か月700円・送料168円 1部175円・送料42円

<https://www.sinsyakai.or.jp/> E-mail honbu@sinsyakai.or.jp

生活保護費削減は生存権の侵害 「いのちのとりで裁判」勝訴



出所：2025年6月30日のいのちのとりでHPより

2013年から3年間で生活保護費の大幅削減が断行されました。その違法性を問うたのが「いのちのとりで裁判」です。最高裁は6月27日に国の対応を違法とする判決を出しました。国が定めた生活保護基準について最高裁が違法としたのは史上初めてのことです。

しかし、厚生労働省は不誠実な対応を取り続けています。

生活保護基準は命の砦

「いのちのとりで裁判」は全国29の地方裁判所に1025名の当事者が、生活扶助費（食費、光熱水費など）基準の引き下げの取り消しと、損害賠償を求めて10年を超える闘いを続けてきました。この間に232名の方が亡くなっています。

生活保護制度は憲法25条が定める生存権保障の岩盤となっている制度です。たとえば最低賃金、就学援助、国民健康保険料の減免基準、公営住宅の減免基準など、各分野のおよそ47の制度に連動しており生活保護を利用していない多くの国民に関わるさまざまな制度の基準と連動しています。まさに生活保護基準は「命の砦」なのです。

不誠実な国の態度

判決直後、原告団・弁護団及び全国の裁判支援のネットワークである「いのちのとりで裁判全国アクション」は、厚生労働相あてに要望書を提出しました。それは①全生活保護利用者に対する真摯な謝罪、②2013年改定前

基準との差額保護費の遡及支給、③関連する諸制度への影響調査と被害回復、④検証委員会の設置や生活保障法の制定等による再発防止策をなどです。交渉には課長以上の出席を求めたにもかかわらず、企画官が対応するというものでした。「まずは謝罪」という原告に対し「謝罪には応じない」という姿勢で、「専門家による審議の場を設けて検討をすすめていく」と、最高裁判決を無視した対応を取り続けました。

一日も早い補償を

国はゼロ回答を続ける一方、8月13日に福岡資磨（すけまる）厚労相は原告側の「当事者を入れた協議」という要望を無視して「最高裁判決への対応に関する専門委員会」をスタートさせました。

国は司法を軽視し、法治国家の基盤を揺るがすような態度をあらためるべきです。ただちに原告らに「最低限の生活すら保障しなかったこと」を謝罪し、当事者を入れた協議を行って、被害の回復と補償を一日も早く行うべきです。

「外国人が優遇されている」はデマ！



”当事者”蚊帳の外のまま専門委「強行設置」に抗議
＝8月13日、厚労省前、弁護士JPニュースから転載

生活保護受給世帯はわずか2・8%

参議院選挙では、参政党を中心に「外国人が優遇されている」という言説が出回り、生活保護や高額療養費、国民健康保険などについて根拠のないデマが流されました。実際はどうなっているのか、生活保護についてご紹介します。

対象となる外国人は一部

生活保護法第1条は「この法律の目的は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する

すべての国民に対し」となっており、憲法25条の生存権保障の理念に立っています。が、「すべての国民」という国籍条項を持っています。日本政府は、この国籍条項を盾に長年、外国人は生活保護適用の対象とせず、優遇するどころか、頑なに適用を厳しく制限してきました。

ただし、在日朝鮮人、台湾人（のちに中国人に変更）で、いずれも日本の植民地だった地域の出身者については、日本人と同じ基準で生活保護法を準用する（権利としては認めない）としました。その後、ブラジルなど南米の日系人の出稼ぎ労働者とその家族なども対象となっていました。しかし、留学生やベトナムなどの技能実習生、難民申請しているクルド人など、生活に困窮している外国人への生活保護の適用は行われていません。

厚労省も優遇を否定

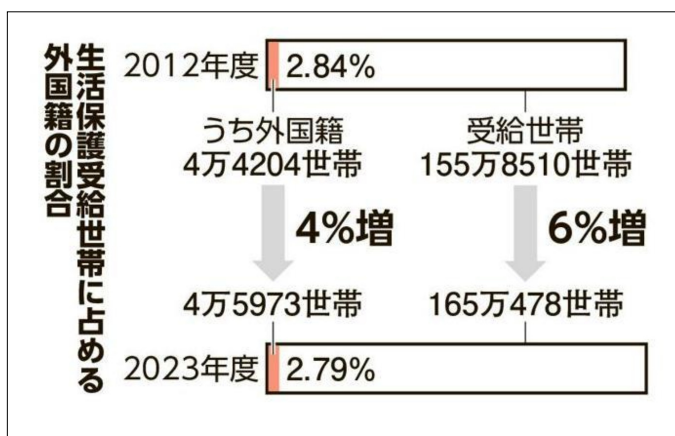
7月15日の記者会見で福岡資麿（すけまろ）厚生労働相はSNS上のデマについて「外国人を優遇して

いることはない」と述べました。

厚労省の「被保護者調査」では、生活保護利用世帯のうち「外国籍」の割合はわずか2・79%です。

また2012年度から23年度で外国籍の受給世帯は4%増えましたが、日本人を含む生活保護受給世帯全体では6%増えており、外国籍受給世帯の受給率が高くなったということはありません。（図1参照）。

参政党が主張する「日本人ファースト」や外国人排斥ではなく、政府は生活に困窮する外国人を「人間として扱い」生活保護を適用できるように法改正をすべきです。



「図1」 2025年7月15日朝日新聞よ

週刊新社会を
読みませんか

お問い合わせ先